

学校生活のきまりやマナー

青森県立青森聾学校

1 登校・下校について

ア 登校時間は8：20までです。
(8：00から朝自習があります。)

イ 下校時間は、下記のとおりです。
・放課後活動がある場合の下校時間 17：20 (部活動の時は17：50まで可)
・放課後活動がない場合の下校時間 15：35

ウ 通学生が電車及びバスで通学する際は、事前に学級担任に申し出て所定の書類を提出してください。

エ オートバイでの通学は禁止します。

オ いつも「身分証明書」を忘れずに持参しましょう。

カ 登下校中の飲食、買い食いは禁止します。(中学部)

キ 登下校中の店への立ち寄り禁止します。(中学部)

ク 名札は、校内では着用しますが、防犯上、校外でははずしましょう。

2 欠席・遅刻・早退について

ア 欠席や遅刻、早退をするときは、8：20までに保護者が学校に連絡をしてください。
(8：00～16：30までは電話またはファックスで、それ以外の時間はフォームで連絡をしてください。)

イ 病気やけがで一週間以上欠席するときには、学級担任に相談してください。医師の診断書が必要になることがあります。

ウ 事故や災害(火事、洪水など)にあったときは、すぐに学級担任に連絡をしてください。

3 学習について

- ア 次の授業の準備をして、授業が始まる前に席に着きましょう。
- イ 授業中は、集中して勉強しましょう。
- ウ 授業中に体調が悪くなったときは、すぐに先生に言いましょう。
- エ テストでカンニングをしてはいけません。

4 礼儀・マナーについて

- ア 自分から積極的にあいさつをしましょう。
- イ 来校者（お客さんなど）に会ったときは、おじぎをして元気にあいさつをしましょう。
- ウ 用事があって職員室に入るときは、「ノック」をしてからドアをあけ、「〇〇先生に用事があります。」と言って職員室に入りましょう。
- エ どのような理由があっても、いじめや暴力行為をしてはいけません。
- オ 廊下は右側を歩き、走ってはいけません。
- カ 教室を出るときは、電気を消しましょう。
- キ いつも自分のロッカーや机の中を整理整頓してかたづけましょう。
- ク 学校の物はみんなの物です。大切に使いましょう。もし、こわしてしまったときは、すぐに先生に話してください。
- ケ 消防設備にいたずらをしてはいけません。
- コ 校内での飲食は禁止します。（交流会やお別れ会等を除く）

5 持ち物について

- ア 自分の物には名前を書き、置きっ放しにしないで、自分で管理しましょう。
- イ 補聴器や人工内耳はとても大切なものです。置き忘れたり乱暴にあつかったりしないように気をつけましょう。
- ウ 貴重品や現金は学校に持ってこないようにしましょう。(中学部)
 - ・どうしても持参しなければならない時は、登校後すぐに学級担任に預けましょう。
 - ・諸費等については、登校したらすぐに学級担任または事務室に提出しましょう。
- エ 友だちにお金を貸したり、借りたりしてはいけません。友だちに物を売ったり、買ったりしてもいけません。
- オ お金や物をなくしたり、拾ったりしたときは、すぐに先生に届けてください。
- カ 勉強に必要ないもの(マンガ本やゲーム等)や危険物(ナイフ等)を学校に持ってきてはいけません。

6 携帯電話等について

- ア 学校に携帯電話を持ってきてはいけません。ただし、通学生に限り登下校の連絡に携帯電話を必要とする場合は、「携帯電話等許可願」を提出し、学校の許可をもらってください。
- イ 校内での携帯電話の使用については、通学生が下校する際の連絡にのみ使用することができます。ただし、使用時間は放課後、使用場所は生徒玄関のみとします。家などに連絡する必要ができたときは、学級担任に相談してください。
- ウ 携帯電話を利用した犯罪が増えています。知らない人からのメールや誰かわからない電話番号やアドレスなどは消しましょう。
- エ 友達を中傷する内容のメールや SNS への書き込みをしてはいけません。
- オ 友達のメールアドレスや個人情報を他の人に教えてはいけません。
- カ 携帯電話の料金については家庭で相談し、使いすぎないように注意しましょう。

7 校外での注意について

- ア 外出するときは、家族に行き先と用件（どこに誰と何をしに行くのか、何時までに帰宅するのか）を伝えましょう。夜の外出はひかえましょう。
- イ 飲酒（さけ）、喫煙（たばこ）など、法律で禁止していることは絶対にしてはいけません。
- ウ アルバイトをしたり、運転免許証を取得したりするときは、必ず事前に学級担任に話をして所定の書類を提出し、学校の許可をもらってください。

8 身だしなみについて

- ア 服装は学校指定の制服とします。なお、部活動があった場合はトレーニングウェアで帰宅してもよいです。中学部は部活のあるなしにかかわらずトレーニングウェアで帰宅できます。
- イ 髪の毛を染めたり、パーマをかけたりすることは禁止します。
- ウ 清潔な髪型を心がけましょう。
- エ つめは、危なくないように、短く切りましょう。
- オ 化粧、マニキュアは禁止ですが、リップクリーム（無色）、日焼け止めクリームは認めます。
- カ ネックレス、イヤリング、ピアス、指輪、ブレスレットなどの装身具は禁止します。
- キ 清潔な身だしなみを心がけましょう。
※制服の下のカーディガン等が袖や上着の裾から必要以上に出ているとだらしく見えます。
※女子制服のリボンおよびネクタイは正しく着用しましょう。
- ク 服装等の詳しいきまりについては、別紙の「服装等のきまり」を確認しましょう。

9 その他

- ・1～8のきまりに対しての指導無視や暴言を言って素直に従わない場合、また、学習を妨げる行為をした場合、男女間の風紀を乱した場合等については特別指導の対象となります。（高等部生徒の場合は「停学の処分基準」に準じます。）

10 許可について

次のことについては、学校の許可を得ることになっています。必要に応じて学級担任に相談してください。（対象生徒以外は、許可しません。）

	許可・届け出の内容	対象生徒	注 意
許 可	自動車運転免許取得	高等部3年	11月中旬から
	携帯電話等許可	通 学 生	校内での携帯電話の使用については、通学生が下校する際の連絡にのみ使用することができる。ただし、使用時間は放課後、使用場所は生徒玄関のみとする。
	アルバイト許可	高 等 部	学校生活に支障がない場合

【附記】

平成23年4月 一部改訂
平成26年4月 一部改訂
平成29年3月 一部改訂
平成30年4月 一部改訂
平成31年4月 一部改定
令和 2年3月 一部改訂
令和 3年3月 一部改訂
令和 4年3月 一部改訂
令和 4年9月 一部改訂
令和 6年1月 一部改訂

服装等のきまり

<中・高等部男子制服>



冬服



夏服

<中学部女子制服>



冬服



夏服

<高等部女子制服>



冬服



夏服

- ※名札は左胸につける。
- ※猛暑時はベストを脱いでも良い。
- ※体育の授業では、学校指定のトレーニングウェアを着用する。(夏・冬同様)

(1) 髪の毛の長さなど

学生らしい清潔な髪型を心がけましょう。(奇抜な髪型はしないこと)

【男子】※中高共通

- ・前髪は目にかからないくらいまでの長さ。
- ・襟足は学生服の襟にかからない程度の長さ。
- ・サイドは耳にかからない程度の長さ(刈上げは6mm以下にしないこと)。

【女子】

- ・前髪は目にかからないくらいの長さ、または目にかからないようにピンでとめます。
- ・髪を結ぶ基準の長さは下記のとおりとします。

中学部・・・肩についたら結います。(しぼる)

高等部・・・肩より少し長いくらい(鎖骨の上)までなら結ばなくてもよいです。
それ以上長くなったときは結います。(しぼる)

(2) くつ下の長さと色

- ・長さは、ひざ下からくるぶしより上までの長さとしします。
- ・スニーカーソックス、ルーズソックスは認めません。

中学部・・・白の無地としします。(ワンポイント入りは認めます)

高等部・・・白、黒、紺の無地としします。(ワンポイント入りは認めます)

(3) かばん(中学部)

学校指定のスクールザック及びサブバック(指定なし)。

(4) スカートの長さ(女子のみ)

中学部・・・ひざがかくれるまでの長さ。

高等部・・・ひざの真ん中までの長さ。

(5) 制服内のTシャツについて

制服の下に着るTシャツの色は白・黒・紺・茶(ワンポイントまで)としします。

(6) 防寒具について

防寒具として、コート、マフラー、手袋の着用を認めます。

(7) 履物について

校内用

中高共通 運動に適しているものとしします。ただし、靴底が黒色ではないもの。

屋外での体育用

中高共通 運動に適しているものとしします。

(8) その他

服装等のきまりについて、良いか悪いかで迷ったときや、自分で判断できないときは、学級担任に相談しましょう。